

## 平成30年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成30年7月26日(木) 午後3時00分～午後4時50分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (名城大学教授) 委員 坂本 昇 (税理士) 委員 古田 颯子 (司法書士)
事務局	契約・検査担当参事 岡野 契約監理課長 松下 検査指導係長 野口 契約係長 渡邊 調達係主任 山下
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告(平成30年4月から6月分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議(村田委員抽出) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委員	事務局
<b>●入札及び契約の状況報告</b>	
・議題1の入札及び契約の状況報告として、今期の工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第1四半期の入札件数は総計136件。内訳として工事103件、委託32件、入札不調無し、入札中止1件だった。前年同期と比較し、発注総数では20件の増。契約金額は総計63億396万5400円。内訳が工事60億6341万520円、委託2億4055万4880円で前年比較総計約31億6000万円の増。今年度は合併特例債事業の最終年度に伴い、この四半期に大型建築工事の鎌田中学校校舎

委 員	事 務 局
	<p>改築工事、三雲中学校校舎増築工事、第三小学校校舎大規模改造工事、新福祉会館大規模改造工事、庁舎本館空調設備他改修工事の他、学校のトイレ改修工事などを発注したことから、昨年同期と比較し、件数・契約金額が大幅に伸びている。平均落札率は昨年同期より若干上昇。全体 83.58%、内訳として工事 85.48%、委託 77.43%で、ともに最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果になったと考えている。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について</p> <p>第 1 四半期における指名停止は 3 件 6 社の措置があった。1 件目は、松阪市上下水道部発注の汚水管渠測量設計業務委託により納品された設計図書に基づき実施した同部発注の工事において、既設人孔への流入位置と現場の不整合により納品された設計図書の測量誤りが判明し、一部手戻り工事と追加工事が必要となったことから、過失による粗雑業務として設計業務を請け負った業者を 1 か月間の指名停止としたもの。</p> <p>2 件目は、東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件として、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行ったとして告発されたため、不正行為等による措置基準で関係 2 社を指名停止としたもの。この事件では他 2 社についても、平成 30 年 3 月 5 日から 24 か月の指名停止措置を既に行っている。停止期間については通常 12 か月に該当するが、過去の指名停止期間満了後 10 年以内に同様の措置要件に該当するときは、期間加重するものとしており今回 24 か月となるもの。</p> <p>3 件目は、東京都・東京港埠頭株式会社・成田国際空港株式会社発注の工事において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行ったとして、排除措置命令及び課徴</p>

委 員	事 務 局
<p>・1件目の指名停止について、当該業者が設計した工事は施工中か。工事はどのような工事でどんな業者が実施しているか。</p>	<p>金納付命令が行われたため、不正行為等による措置基準で関係3社を指名停止としたもの。この3社も10年以内に同様の事件で措置要件に該当していることから、期間加重で24か月としている。</p> <p>・現在施工中で工事自体は通常の工事として市内業者が受注している。工事内容は測量誤りにより工事接続部分にずれが生じたこと。現場工事にて発覚し手戻り工事を行うことになった。</p>
<p>●抽出事案の審議（村田委員抽出）</p>	
<p>・それでは、この四半期における高落札率の案件と入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件、希望価格型の案件等について確認する。あらかじめ事務局に依頼してあるので説明をお願いしたい。</p>	<p>・落札率90%以上で入札参加者5社以下となった案件は4件。第四小学校トイレ改修工事は3社参加で最も安価な入札者が落札となっているものの高落札となった。工事内容の手間等からそれぞれ入札者において受注希望価格が高めとなったと考えており、少数参加であったものの一定の競争性は確保できていると考えている。また、その他3件は、少数参加に加え同日落札制限により有効参加者が減り、結果として高落札になったもの。多くの業者に受注機会を与えようとする制度により、この事象は一定程度許容すべきものとなるが、参加数が少ないケースではこのような結果が発生する事があり、同日落札制限の適用可否については発注前段階で特に参加少数と見込まれる案件に対しては留意していきたいと考える。</p> <p>次に落札率が90%以上となった案件は4件。4件中3件は予定価格算出率が抽選で高めの設定となり、いくつかの応札が最低制限価格を下回ったことによるもの。他1件の設計業務委託は、安価応札の2社が同日落札制限で無効となり若干高めの応札者が落札したものであり、従来から一定程度発生している事象となる。</p>

委 員	事 務 局
	<p>次に高落札率ではなかったものの入札参加者が5社以下となった案件は34件。例年この時期に発注がある造園関係で、樹木や芝生等の年間管理が14件ある。市内、準市内業者を対象とし、同日落札制限や手持工事件数制限を適用せず、参加の窓口を可能な限り広げ発注しているが、生き物である植物の管理で特殊業務となることから年間業務実績や技術者資格を参加要件としている。参加者数は最大5社であるが、市内業者で施工可能であること、落札率も最低制限の85%付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、入札結果の状況には今後も注視していきたいと考えている。</p> <p>その他、建築系工事としてトイレ改修工事とそれに伴う設計業務委託の発注が多い。常に市内業者優先を考えているが、もとより業者数が少なめの業種で合併特例事業など多くの発注に加え、民間工事との受注調整などもあってか、参加者少数の状況となった。</p> <p>低入札型案件についても合併特例事業を含め11件の発注があった。内7件は建築系工事で低入札にならない85%の落札が6件、低入札が1件となっている。低入札契約については専任技術者の追加配置や契約保証金を3割するなど履行担保の対策を取る一方、当然入札者には負担となるため、低入札にならないラインへの応札は、入札者ごと求める受注条件の表れと考えている。また、当委員会でも意見をいただいている上水道と下水道合冊工事の入札2件を含む土木系工事4件では落札率が下限値の75%付近となっており、落札率が低いことについては継続して注視する必要があると考えている。</p> <p>希望価格型は防災行政無線整備工事の1件。この事業も当委員会から意見をいただ</p>

委 員	事 務 局
<p>・それでは個別に確認する。まずひとつめとして、落札率 90%以上参加 5 社以下の案件の建築系工事の 3 件について、参加者 3 社がそれぞれ 1 件ずつ落札しており落札率も高い。適正な競争性について改めて説明されたい。</p> <p>・次に、毎年この四半期に発注のある造園関係の案件については、先ほど事務局の説明のとおり、市内業者で履行可能な業務で落札率も最低制限付近であることから結果としては特に問題とするものでもないと思うが、当委員会発足時から注目している業種で、やはり限られた競争の中においては不自然な入札が無いか見ていく必要がある</p>	<p>いている事業のひとつ。この事業では一旦最終の工事となり、入札条件等検討においては随意契約も安易に排除することなく検討。結果的には随意契約までの必要はないと判断し前回同様の条件で一般競争入札を実施した。希望方式によって設計比では 89.8%程度の落札となり、今回の山間部での工事という内容を踏まえると、一定の効果が得られたものと考えている。</p> <p>中止案件は 1 件。公告後設計書誤りを見直すため中止としたもので、設計書を修正し再度公告により入札執行済み。</p> <p>・5 社以下で落札率 90%以上のうち 3 件の建築系工事については、先ほど説明のとおり、今回の発注時期と件数が重なったことや、同日入札の他の建築系工事では応札額が低いものもあり、やはり工事内容も高めの応札額の理由と考えている。最終的には少数参加だったが、参加可能者は他にもあり見えない競争性も含め確保できていると考えている。また、順に落札するような状況は同日落札制限によるものであり、他業者に受注機会を与えるために一定程度許容すべきものと考えている。毎年特に学校関係の工事では夏休み工事を計画するため、どうしても発注が集中し、受注先がきちんと決まるかどうか、という状況がある。その様な中、結果的に高めの落札だったが複数応札もあり、計画通り事業も進み、現在の条件下においては適正な結果と考えている。</p> <p>・造園関係の入札は今期 14 件あった。市内、準市内業者を対象とし、同日落札制限や手持件数制限を適用せず、可能な限り条件を広げ発注している。当委員会でもこれまで継続的に確認いただいております、業務内容は市内準市内業者で十分対応できるが、やはり限られた競争となる傾向がある。今回も参加 5 社以下の状況にあるものの、落札率</p>

委 員	事 務 局
<p>る。今回の結果はどうであったか？また、それ以外の 5 社以下の案件についてはいつもより多く感じるが如何か。</p> <p>・発注平準化についてはこれまで当委員会でも意見書で触れてきた事項。確かに夏休み工事などやむを得ない事情があることも理解するが、出来る限り発注時期は分散しているのか。</p> <p>・次に、先ほど合併特例事業について説明もあったが、今期は今までにない大型の建築工事の入札が多くあり、さらに学校のトイレ改修工事やそれに係る設計業務委託が集中して発注されている。その中では、先ほど確認したような高落札率の案件もいくつかあり、全体的に建築工事の参加者が少ない状況も確認できる。改めて参加条件の設定など、入札結果と合わせてどのように分析しているか確認したい。</p> <p>また、参加者 5 社以下の案件の中には、平成 30 年度松阪市総合運動公園建設工事として設計 2 億円を越える高額案件も含まれている。77.36%と落札率は低い参加者 2 社。大きな工事でありながら、なぜ参加が少なかったのか確認したい。</p>	<p>からは競争性が確認できる。また、全体発注件数が昨年度より若干多いこともあるが、5 社以下の件数はご指摘のとおり多い。全体的には先ほど説明のとおり特に建築工事では、民間受注との調整や合併特例事業が多いこと、造園工事では複数年契約の更新年で昨年に比べ多くなっている。</p> <p>・入札公告は毎週行い、それに伴い入札契約も毎週行っている。各事業課では早期発注・平準化を念頭に年間計画を立て、各課から集約し契約監理課で入札を行う。最終的に同時公告、入札があまりに重複する場合には、一週ずらすなどの最終調整も含め出来る限りの平準化、早期発注を進めている。その中でもやはり建築系の夏休み工事は 2、3 週に分散させたとしても、ある程度の集中は避けられない状況がある。</p> <p>・大型建築工事については、ほとんどが低入札価格調査型の入札で、委員ご指摘のとおり参加者少数となっている。もとより登録業者が少ないということもあるが、特に建築関係は民間工事の受注もあり、それらとの調整も考えられるところ。また、工事規模から、経審点数や施工実績等により履行担保を取りつつも、市内業者でできる工事はできるだけ市内業者に施工を求める考えのもと、結果的に参加者が少数となったものである。</p> <p>次に、平成 30 年度松阪市総合運動公園建設工事については、ご存知の部分もあると思うが、公園内に建設するスケートパークの整備工事で、コンクリート工事が主な内容。全国的にスケートパークの事例が少なく、今回の工事は日本スケートボード協会監修のもとで施工を行う難易度の高い工事となる。また、屋外スポーツ施設の整備にあたり、施工管理に精通する日本体育施設協会の会員業者であることを条件とし全国発注としたが、結果として参加者少数とな</p>

委 員	事 務 局
<p>・過去に競輪場関係の工事で凹凸などあってはならない特殊技術を要する工事として参加少数だった案件があったと思うが、今回の総合運動公園の工事も同じ意味のものか。その様な技術を要する専門工事でなければ参加条件も緩和でき 2 社になることもなかったと思うが。</p> <p>・主な工事はコンクリート工事か。参加 2 社は施工実績があるのか。</p> <p>・参加 2 社に随分価格差があるが、これほど差がつくものか。</p> <p>・続いて低入札型について。大型建築工事が多いが、建築系工事では参加が少なく低入札案件であっても落札率が 85%となっているものが多い。受注者側に共通する状況が何かあるのか、分析されていたら説明されたい。</p>	<p>った。また、工事歩掛等がなく見積徴取での設計積算となるため、最低制限価格を設定せず入札した結果、参加は 2 社だったが落札率 77.36%と十分な競争結果が得られたものと考えている。</p> <p>・この施設は一般的な土木施設等ではなく体育施設として整備する。どちらかと言えば競輪場工事に近いものと理解されて良い。全国大会もできる競技場として整備するにあたってはスケートボード協会の監修を受けながらの施工で協会認定を得られるだけの施工品質が求められる。全国的に類似施設、施工実績も少なく、履行担保のため参加条件を設定している。</p> <p>・主にコンクリート工事となる。全国的にも公共事業の事例が少ないため、実績条件は付けていないが、施工管理が重要であることから、体育施設の施工管理に精通している日本体育施設協会の会員業者であることを条件とした。</p> <p>・今回の工事は標準歩掛りがなく見積等による設計価格であることから、最低制限価格の根拠、妥当性確保が難しく、適正競争を制限することのないよう、参加条件で履行担保をとり、最低制限は設定していない。やはり応札者それぞれの判断の中、採算性やリスク想定、若しくは実績づくりの観点もあってか、それぞれ判断された結果として価格差が出たものと考えており、結果的には十分な競争が得られたと考えている。</p> <p>・今期の低入札案件の建築工事は、鎌田中学校の設計金額 22 億 4600 万円を筆頭に、すべてが 2 億円を越える規模の大きい案件で、施工実績を求めた場合に市内業者では参加条件を満たす者が少なく JV 参加も可能とするなど対策したが、想定数より少ない参加となった。新福社会館、三雲中学校、第三小学校の 3 件はいずれも 2 社の参加で調査基準価格の 85%で同額。発注基準と同</p>

委 員	事 務 局
<p>・調査基準価格は事前に計算できるのか。</p> <p>・これほど規模が大きい工事になると施工できる業者も限られてくる状況があるのだろう。JVの参加条件に実効性はあるのか。入札結果の分析は。</p>	<p>じく市内、準市内の単独参加とJV参加を可能とし、参加を広く求めたが、結果的に市内準市内の単独少数となった。調査基準価格85%の同額は、低入札契約を避けた結果と考えている。民間工事含め多くの建築工事がある中、本市の低入札契約の場合は履行担保のため専任技術者の1名追加配置などを求めており、入札者ごと他工事の受注等も考慮された結果と考えられる。</p> <p>分離して発注した、鎌田中学校の建築工事、電気工事、機械工事については、参加基準として建築工事は市内、準市内の単独参加とJV参加、電気、機械は市内及び全国の単独参加とJV参加として、それぞれ広く参加を求めたところ、それぞれJV参加を含む3者の参加となった。</p> <p>・調査基準価格はその金額を下回ると履行できない恐れがある価格として、下回った入札は調査を経て契約となる。意味は通常最低制限価格と同じものであり、設定方法も同様。通常予定価格算出率を抽選で決定し、予定価格の85%が最低制限価格。よって同じ方法で調査基準価格も変動するが、参加者が5社未満の場合は予定価格算出率を99.00%とするため、入札者が5社未満を見込むと85%に入札が集まることがある。因みに全ての入札において参加可能業者は5社以上ある。</p> <p>・市内準市内では限定的。競争性確保、業者育成の観点からもJV参加を可能としている。今期案件では鎌田中学建築工事、電気工事、機械設備のそれぞれでJV参加があった。建築工事では2JVの参加があり、いずれも実績要件を満たす業者と満たさない業者のJV。1社は代表の県内業者と市内業者のJVで単独参加できない市内業者の育成、参加機会の効果が得られた形。もう1社、市内同士のJVでは代表会社の単独参加も選択があったと思うが、工事規模も大き</p>

委 員	事 務 局
<p>・次に希望価格型の松阪市防災行政無線（飯南・飯高管内デジタル同報系）整備工事について、この工事は以前から1者入札で当委員会でも審議を続けてきた。この工事が最後の飯南飯高管内の工事とのことで、様々な角度から参加条件の検討をし、また随意契約の方法も安易に排除せず、松阪市にとって最善な方法を選択するよう意見している。結果的には今回も1社参加となったが、これまでの経過や今回の検討内容も踏まえ、入札結果の分析等について確認したい。</p>	<p>く施工体制確保など検討の中でJV構成の選択ができたものと考えている。入札結果は市内JVが85%の落札で少数参加ではあったが競争性は確保されたと考えている。その他、電気工事の1JVと、機械工事の2JVも市内業者と県内・県外業者のJVで、履行担保をとりながら市内業者の参加機会や競争性向上が得られたと考えている。また、それぞれ入札結果としては、電気工事ではJV参加の1社が81.9%で落札、機械工事では最低入札のJVが積算審査で失格となり、次点候補のJVが85%で落札した。いずれもJV参加も含み競争性が確保された結果と考えている。工事規模や内容により履行担保の参加要件を設定すると、競争性低下や市内業者も参加しにくい傾向となるが、その様な案件の多くではJV参加を可能とし解消している。今回の様にJV参加の結果もあれば、参加なしの場合もあり、工事内容や規模等により参加意欲の程度も変わるのだろうと考えている。</p> <p>・まず、これまでの経過について、平成20年に本庁管内の設置工事が始まり、当初は3者の参加で落札率が67.1%と競争性が高かったところ、平成23年度から30年度実施の6回の工事では1者入札で落札率が23年度99.6%、24年度98.1%、25年度99.4%、27年度90.5%。28年度には参加条件を変更し、1社参加だったが落札率が89.1%に低下。今年度も様々な角度から検討。28年度の点数条件をさらに下げると履行実績が少なく品質担保の観点からも難しく、同条件で入札の結果1社入札で落札率99.79%となった。いずれも希望価格型で実施しており、設計比ではこれより10%程度低い落札率であり、一定の制度効果もあったものと考えている。また、今回の工事内容はこれまでの様な比較的平地作業ではなく、飯南・飯高管内で山間の傾斜</p>

委 員	事 務 局
<p>・随分先になると思うが、この施設を更新する際には保守メンテ等も含んで一括整備を検討する必要もあると思うがどうか。</p> <p>・この事業でも当初工事の際に一括整備の検討もされ、結果として分割整備となったと思う。松阪市では清掃工場の整備事業で成功をおさめた実績がある。整備工事もその後の運営・メンテナンスなども含む一括手法の検討は必要となる。</p> <p>・15年か20年先になる次の更新時には新規で全てを入れ替えることになるのか。それまでの修繕等は随意契約になるのか。</p>	<p>地工事が多く、難易度や工事手間が増えることも高落札の原因にあると考えている。工事はこれまでも総務省仕様でメーカー指定するものではなく、どのメーカーでも参加できたがやはり既存施設との調整等なども考慮され入札参加が見送られたものと考えている。また当委員会から意見があった随意契約についても検証している。設計金額約4億8000万円と高額であることやその必要性等の判断から、法務相談等も踏まえ、必要性、適正性に乏しいとの結論に至り、これまでどおり一般競争とした。</p> <p>・今回で一連の整備工事が終了する。将来更新時やこれに限らず何年にも亘る事業があれば、メンテナンス等も含め複数年一括で競争にかける方法など検討していくものとする。</p> <p>・特殊な施設を整備する場合でその後の運営やメンテナンス等も専門性が高いものについては、一括手法を検討することとなる。本市においてはその後、北部給食センターや学校空調整備などで検討・実施しており、今後も一括手法が有効な案件を見極め進めていきたい。</p> <p>・メーカー推奨の耐用年数はあるが、使用環境などで前後する。また、平成20年からの段階的な整備で老朽程度も段階的になることからして、容易に一括更新を予定しているわけではない。また、目安となる耐用年数はあっても当然に可能な限り延命使用するので、部分修繕・改修で延命し、なるべく一括のタイミングになるような検討を進めていくものとする。それまでの施設修繕等は内容により必要性を判断し施工者との随意契約もあると思う。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	

委 員	事 務 局
<p>・ 庁内ネットワークとは庁舎内だけのものか。今の回線を利用する作業か。事業自体どのような内容のものか。</p> <p>・ 賃貸借の期間は決まっているか。期間終了後は新たな調達が必要となるのか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>・ 第1四半期の随意契約のうち対象案件について説明する。</p> <p>① 庁内ネットワーク（保育園無線化分）構築及び賃貸借運用保守委託業務</p> <p>・ 本業務は庁内ネットワーク拡張による業務であり、ネットワーク運用には安全安定性の実現が必須である。本事業で必要となるネットワーク設計や機器構成について他社にはない高度な知識と技術を有し、本市の庁内ネットワーク設計、構築、機器の賃貸借保守業者が本業務を行うことで、正常なネットワーク通信を確保することができる。また、他社が本業務を行った場合には責任分界点等が不明確となり障害発生時の迅速調査及び復旧対応が見込めないため随意契約を締結した。</p> <p>・ 本市の公共施設の多くには既にネットワークは整備されている。今回の業務は保育園の環境整備で、職員室にあるネットワーク環境を拡張し、各教室で職員がパソコンやタブレット端末を利用できるよう無線環境を整備するもの。</p> <p>・ 既設設備等の期間にあわせ、平成30年9月1日から33年12月31日までとなる。期間終了後は機器類の老朽程度などによって再リースか更新かなどの検討を行うことになると思う。</p> <p>.....</p> <p>② 学校読書室等支援事業業務委託</p> <p>・ 本事業は市図書館からの司書派遣で学校図書室の環境整備や図書活動に必要な情報の共有化を行い、図書館資料の団体貸付やボランティア育成指導などの実施と家庭での読書活動支援などを目的に実施する。また、中学校電算化にあたり、導入システムの操作についても、松阪市図書館の現行システムと同様であることから滞りなく円滑</p>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</li> <li>.....</li> <li>・ この契約相手は松阪市のシステム契約を多く請け負っており、これまでも情報管理や倒産リスクなどの対応について確認している。実績等も十分に信頼できる契約相手であると思うが、契約上の出来得る対策をこれからも研究されたい。</li> <li>・ 当初から予定できることは当初契約や競争に含むべきだが、見込み切れない制度改正等の際に随意契約になることはやむを得ない。この様な随意契約の適正性確保のため実施されている検証等についてどのような内容か改めて確認したい。</li> </ul>	<p>に読書活動支援を提供することができる。市図書館と学校読書室の連携・協力体制を図ることで子どもの読書活動が推進されるとともに市図書館への利用拡大が期待されることから、現在の指定管理者と随意契約を行った。</p> <p>.....</p> <p>③ 福祉医療費現物給付対応に伴う福祉医療費システム改修業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療費システムは平成22年2月からe-AD2（汎用システム）の下での運用となっており、平成31年度から福祉医療費助成に現物給付を導入するため、平成30年度中に福祉医療費システムを改修する必要がある。e-AD2による現在のシステムは契約相手に運用保守を委託し稼動しており、当システム改修は同社のみが実施することができることから随意契約を締結した。</li> <li>・ 個々の契約において過去実績等も含め必要な履行担保と位置付くものは確保されていると考えるが、今後も引き続き履行・品質担保等については検討していきたい。</li> <li>・ 法改正や制度改正によるものは、当初契約に見込み切れず、必要に応じ随意契約になるものがある。随意契約の際には、その必要性や契約金額を検証することになる。システム関係は専門性や権利の関係上他の事業者で実施できず随意契約になる事が多い。その際には契約金額の適正性について、これまでの契約実績や同種業務との比較、金額が異なる部分や不明瞭な部分は必ずヒアリングなども踏まえ妥当性検証を行うことになる。また、価格交渉も踏まえ、例えば法改正等であれば本市のみならず他市でも同様のシステム改修があることが多く、その様な情報も参考にすることが多</li> </ul>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>い。結果的に随意契約は「やむを得ない」と表現されることが多いが、その時点で最善、最も有利な選択肢であるはずで、必要な随意契約は慎重に確実に進めるべきと考えている。</p> <p>.....</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>④ 松阪市道路台帳補正業務委託</p> <p>⑤ 松阪市上水道台帳補正業務委託</p> <p>⑥ 公共下水道台帳補正業務委託</p> <p>・道路台帳、上下水道台帳、下水道台帳の補正業務は、松阪市統合型 GIS と連動する台帳管理システムのデータ情報を補正、更新するものである。それぞれのシステム並びに松阪市統合型 GIS システムは、導入業者による独自技術、著作権等により構築されており、本業務に要する専門性、技術的条件から業務を履行できる唯一の業者となることから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>⑦ 高速回転式破砕機緊急修繕</p> <p>・松阪市クリーンセンターの設備については、高速回転式破砕機を含め全ての設備を平成27年3月31日締結の「運転・維持管理業務委託契約」(20年間の包括委託契約)で一括管理しており、今後定期的な保守や老朽化の整備も含め、安全で安定的な運転と維持管理における責任所在の明確化のため、当施設を整備し、現在運転維持管理を包括委託している者に実施させる必要があることから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>⑧ 電子入札システム賃貸借</p> <p>・本業務は今後の電子入札システム安定稼働のためのシステム更改を伴う賃貸借契約である。本市の入札制度にあわせ構築してきた独自システム改修の特殊性や専門性から、これまでシステム構築、保守を行ってきた者のみに対応することができることから、西日本管内で唯一事業対応できる相手</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の</p>	

委 員	事 務 局
<p>妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p>・以前の会議の抽出事案でこの JV の契約案件があったと思うが、内容は設計だったという事か。</p> <p>・設計業務に監理業務は必ず附随するものか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>方と随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑨ 庁舎本館空調設備他改修工事監理業務委託</p> <p>・本業務は複雑な設計を要する既設空調設備更新工事の監理業務である。工事設計においては、高度な技術力と経験を要することから、中央管理方式の空調設備設計業務の履行実績並びに技術者資格に設備設計一級建築士等を要件として業者選定しており、当該施工監理業務の履行では設計者同様の技術、経験等が必要となる。また改修工事であることから予定外の設計変更発生の際は設計再検討や変更協議に迅速に対応できることが、限られた工期内の工事完成に必要な不可欠な条件となる。これらのことから、本業務は技術、経験を有するだけでなく、当初設計の内容や既設建築物の現況を十分把握している者が実施しなければならないことから、本工事の設計者と随意契約を締結した。</p> <p>・平成 29 年 7 月 11 日付契約で 47,391,480 円の当該工事の設計業務を委託している。入札参加が 3 社であったことから抽出案件として審議いただいた。</p> <p>・工事に施工監理は付きものだが、必ずしも外部の設計者が行うものではない。現在の本市工事では職員直営や入札で監理者を決めることが一般的。今回の改修工事は先ほど説明のとおりその必要があることから随意契約を行った。</p> <p>.....</p> <p>⑩ 松阪市新福社会館大規模改造工事監理業務委託</p> <p>・本業務は延べ面積が 2000 m<sup>2</sup>を超える建築物の一部解体や耐震補強などを含む複雑な大規模改修工事の監理業務であり、高い技術力を要し、建築物の現況、設計内容の把</p>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>握には十分な時間を要するものとなる。改造工事であるため現場状況等によっては設計変更を要するが、設計内容の再検討や変更協議に迅速に対応できることが限られた工期内の工事完成に必要な不可欠な条件となる。これらのことから、本業務は技術、経験を有するだけでなく、当初設計の内容や既設建築物の現況を十分把握している者が実施しなければならないことから、本工事の設計者と随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>① 松阪市立鎌田中学校校舎改築工事監理業務委託</p> <p>・ 本事業にかかる建築・造成の基本設計及び実施設計業務では、校舎改築に係るアドバイザー及びコミュニティ・スクール関係者とのワークショップ等により意見を幅広く建築計画に取り入れ学校運営に支障をきたさない新校舎移行プロセス、コスト削減、また、改築事業期間短縮にも配慮した取り組みを進めるため、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富経験等を有する事業者を選定する公募型プロポーザルを採用した。この監理業務では、既設校舎の解体前に新校舎を使用するための建築基準法上の仮使用承認の手続きが必要で既設校舎が残る場合の新校舎の法不適合項目の確認、安全性確保の代替案の検討など、設計者でなければできない生徒等の安全を確保した計画書作成業務がある。またこれまで教育委員会、学校、コミュニティ・スクールの各関係者との設計協議や生徒・地域を交えたワークショップなどの意見を集約し設計を進めてきた経過から、設計変更等の対応にはそれら学校関係者、地域の多様な要望やその経過を十分に把握している者でなければ対応することが困難な業務となる。これらのことから、設計内容のみならず、これまでの経過や関係者の要望、意見等、工事監理者</p>

委 員	事 務 局
<p>・今回の工事規模は特に大型であるが監理業務の額としてはこの程度が妥当なのか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>に求められる必要条件を唯一満たすことができることから、設計者との随意契約を締結した。</p> <p>・監理業務の設計価格は積算基準等で算出しており妥当である。</p> <p>.....</p> <p>⑫ 松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区松阪1-5号污水管渠測量調査設計業務委託(その2)</p> <p>・本業務は、集落間を繋ぐ污水幹線管渠工事において、東松阪1号踏切道下の横断が必要となる下水道工事の設計業務である。本事業は軌道への影響調査等も含め、特殊な知識と技術を要する業務であり、鉄道敷工の設計に精通し、設計実績を有する者の実施が必要で鉄道事業者指定の業者に委託することが本事業(設計・工事)の許可条件に示されたことから随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>⑬ 松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区松阪1-5号污水管渠測量調査設計業務委託(その3)</p> <p>・本業務は、集落間を繋ぐ污水幹線管渠工事において、東松阪1号踏切道下の横断が必要となる下水道工事の設計業務である。本事業は軌道への影響調査等も含め、特殊な知識と技術を要する業務であり、軌道工事の設計に精通し、設計実績を有する者が実施することが必要で鉄道事業者の指定する業者が行うことが本事業(設計・工事)の許可条件として示されたことから随意契約を締結した。</p> <p>・今回の工事は同じ場所の一連工事である</p>

委 員	事 務 局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似 2 件の業務委託だと思うが、鉄道事業者によって委託金額が異なる。工事内容、設計内容が異なるのか。</li> <li>・設計歩掛り等は鉄道事業者のものか。</li> </ul> <p><b>委員会としての意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</li> </ul>	<p>が、鉄道事業者ごと工事ごと、設計内容に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩掛り単価等は主に基準単価を採用している。</li> </ul>
<p>●次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回開催日を平成 30 年 10 月 16 日（火）の 15 時 00 分からとし、抽出委員は坂本委員とする。</li> </ul>	